

## 「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性 (2)

### RDA本格導入直前の改訂作業について (その1)

和中 幹雄

#### 1. はじめに

2010年6月23日のRDA Toolkit刊行に先立って、RDA開発合同運営委員会 (Joint Steering Committee for Development of RDA : JSC) の事務局は、一時的に検討を中断してペンディング状態とする諸課題を列挙した文書を“Issues deferred until after the first release of RDA” (以下「Issues deferred」) というタイトルでまとめてきた。筆者は昨年2011年10月刊行の本誌61号に掲載した論文「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性 (1) 転記の原則」において、この文書を取り上げ、転記の原則に関わる課題に絞って論じ、RDAの向かおうとしている方向性を考えてみた。本稿はその続編ではあるが、この間、これらの諸課題の扱いに大きな動きがあったので、主としてそれらの紹介を行うこととする。

なお、前稿では重大な誤植があったので、まず修正しておきたい。上記文書 Issues deferred の公表を2010年8月28日と記述した (本誌61号 p.10, 18行目) が、これは全くの転記ミスで、「2009年8月5日」に修正する。この文書は、元々2008年11月6日にJSCの文書番号5JSC/Sec/6として公表され、2009年8月5日には同タイトルで文書番号5JSC/Sec/6/Revとして改訂され、それと同内容・同タイトルでRDA Toolkit刊行直前の2010年4月28日に、文書番号6JSC/Sec/1として再公表されたものである<sup>1)</sup>。筆者が用いたのは、引用注記にあるように、2009年8月5日公表の5JSC/Sec/6/Revであった。ここに修正してお詫びする。

#### 2. 検討優先度の評価

JSC文書 Issues deferred (6JSC/Sec/1) に対して、JSCの各メンバー機関は、RDA Toolkit刊行前後に、各課題の検討の優先度を示した応答文書をそれぞれ提出している<sup>2)</sup>。

- ・6JSC/Sec/1/ALA Response [2010/04/28] (アメリカ図書館協会 : ALA)
- ・6JSC/Sec/1/LC Response [2010/06/29] (米国議会図書館 : LC)
- ・6JSC/Sec/1/CCC Response [2010/06/30] (カナダ目録委員会 : CCC)
- ・6JSC/Sec/1/ACOC Response [2010/06/30] (オーストラリア目録委員会 : ACOC)
- ・6JSC/Sec/1/Chair follow-up/1 [2010/06/30] (ドイツ国立図書館 : JSC 委員長 Alan Danskin のまとめによる)
- ・6JSC/Sec/1/BL Response [2010/07/01] (英国図書館 : BL)
- ・6JSC/Sec/1/CILIP Response [2010/07/15] (英国図書館情報専門家協会 : CILIP)

- ・ 6JSC/Sec/1/LC Response/LC addendum [2010/08/31] (LC)

各メンバー機関による評価はかなり異なっているが、多くの機関が共通に高い優先度を示した課題もある。例えば、4 機関以上が最優先 (high priority) とした課題は次のようなものであった。

- ・ 第 6 章 音楽作品 (Musical works)
- ・ 6.29.1.33, 6.29.3.2 条約の署名日付 (Date of signing of a treaty)
- ・ 9.2.2.9 名前の最初の部分は姓である (First part of the name is the surname)
- ・ 9.2.3.9 名前の別の言語形に対する言語と文字 (Language and script for Alternative linguistic form of name)
- ・ 9.3.2.3 生年における月日の記録 (Recording of month and day in date of birth)
- ・ 11 章 政府機関とその他の団体との規定の分離 (Separate instructions for government bodies and other corporate bodies)
- ・ 16 章 場所を示すアクセスポイント (Access points to represent places)
- ・ 16.3 場所の識別子 (Identifiers for places)
- ・ 19.2.1.1 創作者<sup>3)</sup>としての団体 (Corporate bodies as creators)
- ・ 付録 F 個人名に関する追加指示 (Additional instructions on names of persons)

これで見ると分かるように、第 6 章 (著作および表現形の識別)、第 9 章 (個人の識別)、第 11 章 (団体の識別)、第 16 章 (場所の識別)、第 19 章 (著作に結びついた個人、家族、団体) など、AACR2 では第 21 章から第 26 章までの「標目」ないし「アクセスポイント」と呼ばれていた事項に関わる検討が大きな位置を占めており、個別問題としては音楽作品に関わる事項の検討が大きなテーマとなっている。

しかし、各機関が最優先と判断した検討課題は多岐にわたっている。検討課題 119 項目のうち、いずれかの機関が最優先と判断した項目は 77 項目にも及ぶ。「セクション 1 : 体現形および個別資料」26 項目のうち 14 項目、「セクション 2 : 著作および表現形」25 項目のうち 15 項目、「セクション 3 : 個人・家・団体」34 項目のうち 24 項目、「セクション 4 : 概念・物・出来事・場所」4 項目のすべて、「セクション 5 : 著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連」2 項目のうち 1 項目、付録 11 項目のうち 9 項目、複数条項に関わる課題 16 項目のうち 10 項目をいずれかの機関が最優先課題と判断している。

### 3. RDAの最初の改訂

2010 年 6 月に RDA Toolkit が刊行されて以来、RDA の条文は、すでに 3 度の更新が行われている。JSC では条文の修正を、Update と FirstTrack の二種類に分けている。前者は内容に関わる重要な変更に対応する更新で、改訂案はウェブ上に公表され議論に付された上で決定される。一方、後者は、誤植の訂正、例示の追加や削除、用語集の用語の追加、参照の追加、言葉づかいの明確化など軽微な変更に対応する更新で、JSC 内で処理される。

前者は2012年4月に行われ、19項目の改訂が行われた。後者は、2012年6月と8月に行われている。RDA Toolkitを通じて、これらの更新内容を知ることができるとともに、更新前の情報もArchiveで確認することが出来るようになっている。

改訂された19項目の中には、Issues deferredにおいて、いずれかの機関が最優先とした8つの課題も含まれている。それらを含めた19項目の改訂内容を、件名と文書番号を示しながら、以下に簡単な説明を行う。JSC文書番号の後に記されているIssued deferredに続く番号は、本誌61号の前稿に掲載した119項目の「課題表」の通番を示している。

(1) Initial articles - Revision of RDA 0.5; 6.2.1.7; 9.2.2.25; 9.2.2.26; 11.2.2.8; Appendix C: Initial articles (6JSC/Chair/3/rev/Sec final; 6JSC/Chair/3/rev/Sec final/rev) (Issued deferred 28, 61, 74)

著作の優先タイトル(6.2.1.7)、優先個人名における個人を特徴づける語句(9.2.2.25; 9.2.2.26)、優先団体名(11.2.2.8)における冒頭の冠詞は、ソーティング(排列)機能のために、AACR2を引き継いで、原則として省略することとしていた。それに対して、規定を逆転させ、冒頭の冠詞が資料に表示されている場合には、原則としてそのままを優先名(典拠形アクセスポイントの形)とし、旧来からの継続性が必要な場合を考慮して、冒頭の冠詞を省略することを「別法」とする規定に改めるというものである。

(例)

	資料中の表示	優先名	別法の優先名
タイトル	The invisible man	The invisible man	Invisible man
個人	by a Physician	A Physician	Physician
団体	The Library Association	The Library Association	Library Association

この改訂案はドイツ国立図書館から提出されたものであった。ドイツ語における冠詞は文法的に省略できないことが多いことから来る提案であった。改訂の影響はかなり大きなものではあるが、ソーティング(排列)機能の重要性の低下とともに、英米圏以外からの提案を受け入れるという国際性の重視という観点から、ある意味で象徴的な改訂であったと言える。

(2) Revision of RDA 11.2.2: Heads of State and Heads of Government (6JSC/ALA/2/rev/Sec final) (Issued deferred 81)

国家元首(Heads of state)と国家元首でない政府首脳(Heads of government)については、AACR2(24.20Bと24.20C)を継承して別々(11.2.2.21.1と11.2.2.21.2)の規定とし、前者の優先団体名はデータ作成機関の優先言語(英米圏では英語国名プラス英語の官職名等)を用いるのに対し、後者は原語の官職名を用いるとされていた。それに対して、両者の規定を統合し、優先団体名はともにデータ作成機関の優先言語を用いることに改訂された。その結果、英語を優先言語とするデータ作成機関では、日本の内閣総理大臣は、Japan. Naikaku Sori Daijinではなく、Japan. Prime Ministerとなった。さらに、規定の統合により空き番となった11.2.2.21.2に、暫定軍事政権(military junta)などを対象とする統治執行機関(Ruling Executive Bodies)の項を設け、それらの優先団体名は、法管轄

区域の公式言語を用いることとした（例：Thailand. Khana Patiwat）。

(3) Date of signing a treaty (6.29.1.33, 6.29.3.3) (6JSC/CILIP/2/rev/Sec final) (Issued deferred 43)

「条約の署名日付」の改訂は、第 6 章における規定の相互矛盾を解決するとともに、条約の署名日付の重要性から、著作を「条約」と「それ以外の著作」に分け、条約においては、著作の日付（Date of Work）を著作の識別のコア・エレメントとする規定を明確化し、さらに条約の場合の著作の日付は、年だけではなく、年月日を記録するのを一般的とすることを明確化させた改訂である。6.4（著作の日付）、6.4.1.3（著作の日付の記録）、6.20（法的著作の日付）、6.20.3（条約等の署名日付）、6.20.3.3（条約等の署名日付の記録）、6.29.1.33（条約等を示すアクセスポイントの付記事項）が、この趣旨に従ってそれぞれ改訂されている。

(4) Field of Activity (9.15) and Profession/Occupation (9.16) (6JSC/CILIP/3/rev/Sec final) (Issued deferred 66)

個人を識別するための要素である「活動分野」（Field of Activity）と「専門分野・職業」（Profession/Occupation）の間の相違が不明確であるため、両者を統合することが当初提案された。しかし、MARC21 典拠フォーマットで別フィールドとして設定されているために、統合はせず、例示（運用方法）を変更することにより、両者の相違を明確化することとした。また、活動分野は、個人を識別するコア・エレメントからはずされている（後述の(18)参照）。

<活動分野>

Anglo-Norman poetry（Anglo-Norman poet ではない）

Stamp collecting（Stamp collector ではない）

<専門分野・職業>

Poet（Poetry ではない）

Architect（Architecture ではない）

ただし、専門分野・職業の定義を拡張すべきであるという提案が BL から出ていて、2012 年 11 月の JSC 会議での改訂案の検討に付されている。この点については後述の 4-1(9) Change to Definition of 9.16.1.1 Profession or Occupation (6JSC/BL/7)を参照。

(5) Additions to RDA 19.2.1.1.1 (Corporate bodies considered to be creators) (6JSC/LC/6/rev/Sec final) (Issued deferred 90)

「創作者（creator）としての団体」は、AACR2 の 21.1B2 の団体のもとの記入の通則に相当する規定で、団体が創作者（creator）として認められる著作を列挙したものである。団体の定義に含まれる催しもの（event）、展覧会、博覧会、祝祭に、公聴会（hearing）を追加するとともに、「団体として活動している複数のアーティストによる名前のついたアート作品」が追加された。Critical Art Ensemble が例として挙げられている。ただし、この改訂をさらに修正する改訂案が、2012 年 11 月の JSC 会議で検討に付されている。この点については、後述の 4-4(7) Hearings in RDA 19.2.1.1.1 (6JSC/ALA/15)を参照。

(6) RDA Appendix A (6JSC/LC/1/rev/Sec final) (Issued deferred 93)

「付録 A：大文字使用法」の改訂は、個人名・家族名・団体名・地名の通則 (A.2.1 General guidelines) において、団体名に限定した条文 (下記アンダーラインの箇所) を修正し、個人名・家族名・地名にも当てはめることができるようにした。

A.2.1 General Guideline

In general, capitalize the first word of each name; capitalize other words applying the guidelines given under A.10-A.55, as applicable to the language involved. For corporate names with unusual capitalization, follow the capitalization practice of the body.

↓

In general, capitalize the first word of each name; capitalize other words applying the guidelines given under A.10-A.55, as applicable to the language involved. For names with unusual capitalization, follow the capitalization of the commonly known form.

以上が、Issues deferred で具体的に提案されていた課題を解決した結果の改訂である。Issues deferred では具体的提案ではなかったが、大きな課題として包括的な形で提起されていたものに音楽作品がある (Issues deferred 33)。これに関連する改訂は以下の 4 点である。

(7) Proposed revision to Glossary definition of vocal score (6JSC/CCC/1/rev/Sec final;  
6JSC/CCC/1/rev/Sec final/rev)

(8) Proposed revision to instruction 6.15.1.4, “Instrumental Music Intended for One Performer to a Part” (6JSC/CCC/3/rev/Sec final)

(9) Proposed revision to instruction 6.15.1.7, “Groups of Instruments” (6JSC/CCC/4/rev/Sec final)

(10) Proposed revision to instruction 6.15.1.12, “Accompaniment for Songs, Lieder, Etc.” (6JSC/CCC/5/rev/Sec final)

(7)はヴォーカル・スコアの用語定義の改訂であるが、(8)「1 パートに演奏者 1 人の器楽」、(9)「楽器群」、(10)「歌曲 (Songs, Lieder) などに対する伴奏」は、音楽作品 (著作) のエレメントである演奏手段の記録に関わる規定の整備である。音楽作品に関わる規定の検討は現在も活発に行われており、9 月 17 日には、RDA Music Joint Working Group が設置されるとともに、2012 年 11 月の JSC 会議では、音楽作品に関わる規定の改訂案や討議資料に基づいて、音楽資料の検討は独立したセッションで行われた。この点については、後述の 4-5 参照。

(11) Revision of RDA 9.2.2.5.3: Names Written in a Non-preferred Script (6JSC/ACOC/1/rev/Sec final)

「非優先文字で書かれている名前」は、AACR2 の 22.3C の「ローマ字以外の文字で書かれている名前」に対応する規定で、優先個人名を選択する場合に、資料に表示さ

れている文字を翻字して行うのを一般的な規定とし、参考情報源の形を採用するのが例外規定とすることを明確にするために、規定の順序を変え、分かりやすく書き換えた改訂である。

(12) Revision of RDA 2.7.2.3, 2.8.2.3, 2.9.2.3, 2.10.2.3 Recording Place of Production [Publication, Distribution, Manufacture] (6JSC/ACOC/2/Sec final)

体現形の制作地、出版地、頒布地および製作地の記録の条項 (2.7.2.3, 2.8.2.3, 2.9.2.3, 2.10.2.3) には、それぞれ、「識別やアクセスにとって重要と判断される場合には、地名に正式の住所を含める」という任意規定がある。この任意規定に加えて、「識別やアクセスにとって重要と判断される場合には、国名等を補記する。」という規定をそれぞれ追加した改訂である。ニュージーランド国立図書館から最初に提起された課題であり、国際的な情報の流通を想定した追加規定であると言える。

(13) Revision of RDA 6.29.1.21: Reports of one court (6JSC/ALA/1/rev/Sec final)

「単一の裁判所の判例集」(RDA6.29.1.21) は、AACR2 の 21.36A1 を引き継いで、その名をあげて記録者 (reporter) の著作としているものとそうでないものに分けて規定されている。後者については、裁判所と優先タイトルを組み合わせる典拠形アクセスポイントを作成するが、前者の場合に、裁判所または記録者を優先タイトルと組み合わせる選択は、その裁判所の所在国における認められた法引用慣行に基づくとされていた。この点を改正し、「記録者を著作者として明示されていない場合には、裁判所と優先タイトルを組み合わせる」という規定に変更した。

(14) Change to RDA 7.24 and Glossary, Artistic and/or Technical Credit (6JSC/ALA/4/rev/Sec final)

(15) Changes in content characteristics (6JSC/LC/7/rev/Sec final)

(14)と(15)が取り上げる課題である第7章「内容 (content) の記述」は、著作と表現形の属性の記録を規定する章である。

(14)の「7.24 芸術的・技術的クレジット」は、「7.23 演奏者・語り手・出演者」(performer, narrator, and/or presenter) とともに表現形に関わる個人・家族・団体に関する規定であるが、「芸術的・技術的クレジットは、演奏者・語り手・出演者以外の映画 (motion picture) またはビデオ録画 (video recording) の芸術的・技術的制作に寄与した個人・家族・団体のリストである」等の条文において使用されている「映画」(motion picture) も「ビデオ録画」(video recording) もともに体現形に関わる用語であるとして、例えば、moving image resource, sound recording, or multimedia resource といった用語への改訂を始めとしたさまざまな改訂意見が出された。結果としては、「芸術的・技術的クレジットは、演奏者・語り手・出演者以外の情報資源 (resource) の芸術的・技術的制作に寄与した個人・家族・団体のリストである」に変更されることになった。しかし、それ以上に重要な点は、「責任表示の記録 (2.4)」との関わりでの改訂である。「責任表示の記録 (2.4)」は、体現形に現われる表示情報の転記であるのに対し、7.24等が指示するのは表現形の記述の一部としての情報の記録であり、記録の性格が異なる。にも

かかわらず、両者の関係を明らかにする必要があり、責任表示の範囲を規定する2.4.1.1に、次の条文が追加された。

その関与が演奏、上演 (performance, execution, or interpretation) に限られている音楽作品の演奏者を識別する表示については、7.23 を見よ。演奏者・語り手・出演者を識別する表示については、7.23 を見よ。情報資源 (resource) の芸術的・技術的制作 (production) に寄与している個人を識別する表示については、7.24 を見よ。情報資源の制作、出版、頒布、製作に責任をもつ個人、家族、団体を識別する表示については、それぞれ、2.7.4-2.7.5、2.8.4-2.8.5、2.9.4-2.9.5 および 2.10.4-2.10.5 を見よ。

(15)は、第 7 章の内容の記述における特性の時系列に関わる変化の記録である。7.29 に表現形に関する注記 (Note on Expression) の項が設けられた。次のような注記がその例である。

Volumes 1-3 in French, volumes 4-7 in German.

Armenian, 1999-2007; Cyrillic, 2008-

Volumes 3-5 lack illustrations.

Volumes 1, 4, and 8 lack indexes.

In French and English, 2002-2009 (Web site now only in French)

その結果、第 2 章の「2.20 注記 (Note)」は、「体现形と個別資料に関する注記 (Note on Manifestation or Item)」に改められた。

(16) Date of manufacture (RDA 2.10.6) (6JSC/LC/2/Sec final)

2008 年 3 月時点での RDA ドラフトでは、Production statements は非出版物に限定されていたが、その後、2008 年 10 月に、非出版物の制作 (production) と出版物の製作 (manufacture) は分離された。その際に生じた旧来の規定の残滓を削除するための改訂である。「2.10.6.1 製作日付 (Date of Manufacture)」の規定から非出版物の規定の部分を削除するとともに、「2.10.6.7 Archival Resources and Collections」は削除され、「2.7.6 Date of Production」のもとの「2.7.6.7 Archival Resources and Collections」に統合された。

(17) Punctuation guidance for see also references used with relationship designators

(6JSC/LC/4/rev/Sec final)

個人、団体および著作の関連を示す典拠形アクセスポイントの「をも見よ参照表示」のレコード構文規定において、典拠形アクセスポイントに「家族」(family) を追加するとともに、関連性の種類を示す「関連指示子」(relationship designators) の使用法も追加する改訂である。

(例) Library and Archives Canada

see also

Predecessor: National Archives of Canada

Predecessor: National Library of Canada

(18) Clarifying Date Associated With the Person and Core Requirements (6JSC/LC/5/rev/Sec final)

個人、家族、団体の属性の記録を明確化するための改訂である。コア・エレメントを規定した 0.6.4 と 8.3、個人に結びついた日付の記録 (9.3.1.3) が改訂された。「属性を示すエレメントは、個人、家族、団体を示す典拠形アクセスポイントの付記事項として (as additions to)、あるいは独立したエレメントとして、あるいはその両者として記録する」という規定を「属性を示すエレメントは、個人、家族、団体を示す典拠形アクセスポイントの一部として (as parts of)、あるいは独立したエレメントとしてか、あるいはその両者として記録する」に改訂された。これは、付記事項といった構文的な規定を本文規定から除いたものとして評価できる。

この改訂に伴って、記録すべき個人に結びついた日付の規定が整理された。「8.3 コア・エレメント」を例に個人を識別するコア・エレメントの改訂前と改訂後を例示すると次のとおりである。

改訂前	改訂後
<ul style="list-style-type: none"><li>• Preferred name for the person</li><li>• Title of the person</li><li>• Date associated with the person</li><li>• Other designation associated with the person</li><li>• Profession or occupation (for a person whose name consists of a phrase or appellation not conveying the idea of a person)</li><li>• Field of activity of the person (for a person whose name consists of a phrase or appellation not conveying the idea of a person)</li><li>• Identifier for the person</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• Preferred name for the person</li><li>• Title of the person</li><li>• Date of birth</li><li>• Date of death</li><li>• Other designation associated with the person</li><li>• Profession or occupation (for a person whose name consists of a phrase or appellation not conveying the idea of a person)</li><li>• Identifier for the person</li></ul>

(19) Proposed 19.2.1.1.3 (formerly Revision of RDA 6.27.1.2 and RDA 6.27.1.3)

(6JSC/LC/8/rev/Sec final)

当初は、一個人、一家族、一団体の著作や共同著作において、未整備だった逐次刊行物の場合の規定を例外規定として追加する改訂を進めていたが、6.27.1.2 や 6.27.1.3 の改訂ではなく、「19.2.1.1.1 創作者と見なされる団体」と「19.2.1.1.2 創作者として見なされる政府首脳と教会首脳」に続けて「19.2.1.1.3 逐次刊行物の創作者と見なされる個人または家族」という条項を追加することになった。



#### 4. 2012年JSC会議での改訂案の検討 (1)

2012年3月にLCは、ウィギンズ(Beacher Wiggins) 収集・書誌アクセス部長名で、長期のRDA研修計画を提示するとともに、2013年3月31日をLCのRDA導入日とする決定を発表した。それを皮切りに、米国農学図書館、米国医学図書館、英国図書館、カナダ国立図書館・文書館、オーストラリア国立図書館、ドイツ国立図書館も同時期に導入する決定を行っている。

このようなカウントダウンの時期となって、2012年11月5日～9日開催のJSC会議において、以下のような63項目に及ぶ改訂案が議論された<sup>4)</sup>。これらの改訂案には、前述したIssues deferred にリストアップされ、2012年4月のUpdateにおいても改訂されなかった課題が含まれるとともに、RDA刊行後に新たに提起された課題に関する改訂案や討議論文(discussion paper)も含まれている。また、昨年2011年11月のJSC会議において、JSCとISBDレビューグループとISSN関係者は、様々なトピックについての議論の準備として文書を交換したが、それに基づくテーマも含まれている。議論された63項目(63文書)の内訳は次のとおりである。

- (1) 体現形と個別資料：転記事項(第2章) 7項目
- (2) 体現形と個別資料：キャリア(第3章) 7項目
- (3) 音楽作品：著作と表現形(第6章等) 10項目
- (4) 音楽作品以外の著作(第6章等) 7項目
- (5) 音楽作品以外の表現形(第6章) 3項目
- (6) 個人(第9章) 12項目
- (7) 団体(第11章) 4項目
- (8) 場所(第16章) 2項目
- (9) RDAエレメント・セット、RDA語彙、オープン・メタデータ・レジストリ、RDA用語集 8項目
- (10) レコード番号 3項目

JSC会議は終了したばかりであり、その結果がUpdateとして公表されるのは、おそらく2013年4月前後(LC等によるRDAの本格採用前後)であると思われる。本稿では、JSCのALA代表であるJohn Attig氏のブログ<sup>5)</sup>を通して検討結果が同時に公表された報告を参照しながら、63項目のうち、上記の(1)から(6)までの46項目の概略を以下に記すこととする。残りの(7)から(9)の17項目については、その後の推移も含めて、本誌次号に投稿することとしたい。なお、各項目の説明文の最後に丸がっこで囲った箇所は、Attig氏のブログにおける簡単なコメントを根拠としている。また、JSC文書番号の後に記されているIssues deferredに続く番号は、本誌61号の前稿に掲載した119項目の「課題表」の通番を示している。

#### 4-1 体现形と個別資料：転記事項（第2章）

(1) Proposed revision of RDA 2.1.2.2 and 2.1.2.3, Basis for Identification of the Resource (6JSC/ALA/20) (Issued deferred 4)

(2) Proposed Revisions of RDA instructions on Sources of Information (RDA

2.2.2.1-2.2.2.4)6JSC/ALA/21 (Issued deferred 4)

(1)と(2)は、体现形を識別するために必要な属性を「転記」する場合の拠り所とすべき情報源を規定する「2.1 資料の識別の基盤」と「2.2 情報源」に関わるものであり、Issues deferred において、全面的に見直すべき条項として指摘されていた。しかしながら、2013年3月の本格的な導入を間近にして、全面的な改訂は難しいため、不完全ではあるが、実務的な観点から必要とされる部分的な見直しを行うとして提案された改訂案である。

(1)は、「2.1.2 全体記述 (comprehensive description)」の規定のなかの「2.1.2.2 単一ユニットとして刊行された資料」(一冊の図書など)と「2.1.2.3 複数の部分で刊行された資料」(逐次刊行物など)に限って、総合タイトル (collective title) と優先著作 (predominant work) のカテゴリーを導入し、複数著作からなる資料では、総合タイトルをもつ情報源を優先すること、資料全体の情報内容を示す情報源がない場合には、優先著作のタイトルをもつ情報源が優先されるといった条文を 2.1.2.2 に追加する。また、複数の部分で刊行された資料 (逐次刊行物、複数枚からなる CD セットなど) の情報源を規定する 2.1.2.3 においても単一著作と複数著作の区別を行う (総合タイトルと優先著作のカテゴリーを導入する) とともに、順序表示の概念を明確にする改訂である。

(2)は、「2.2.2 優先情報源 (preferred source of information)」の改訂である。優先すべき情報源のあり方は資料の種類によって異なるが、情報源の選択が問題になるのは、複数の情報源が存在する場合と情報源が資料自身に存在しない場合である。前者においては、タイトルをもつ情報源を優先すること、タイトルが表示されている情報源が資料自身に存在しない場合には、資料の外から情報を得ることになるが、「入れもの」 (container) や表紙 (cover) について、出版段階で存在したものとそうでないものを峻別するための追加修正を、2.2.2.1-2.2.2.4 について行うものである。((1)(2)とも承認された。)

(3) Change to 2.2.4 to remove parallel title proper (6JSC/BL/9) (Issued deferred 7)

この改訂も情報源に関わるものである。並列タイトル (parallel title proper) は資料の中の情報源ならば、どの情報源からも転記できることが 2.3.3.2 で規定されているが、2.2.4 では、資料以外の情報源でも、角がっこに入れて記録するエレメントとして並列タイトルが挙げられている。これを削除すべきであるというのが、BL からの改訂案である。

(この案は採用されず、2.3.3.2 に、「本タイトルを資料以外の情報源から得る場合には、並列タイトルは同一の情報源から得る」という ALA からの提案が承認された。)

(4) Adjustment to exception for recording acronym/initialism titles in favor of base instruction (2.3.2.5, exception) (6JSC/LC/13) (Issues deferred 11)

複数の形のタイトルが存在する場合における、逐次刊行物と更新資料の例外規定に関わる改訂案である。逐次刊行物と更新資料の場合、完全形のタイトルと頭字語やイニシアルのタイトルがある場合、前者を本タイトルとして記録し、後者をタイトル関連情報 (other title information) として記録するというのが現在の例外規定である。これは ISSN コミュニティとの調整で設けられた規定であるが、頭字語やイニシアルのタイトルをタイトル関連情報としても、異なる形のタイトル (variant title) としても記録できるようにするというのが改訂内容である。(承認されたが、異なる形のタイトルの再定義が必要とされている。)

(5) Revision of RDA 2.5.1.4, Recording Edition Statements (6JSC/ALA/10) (Issues deferred 14)

政府の報告書等、資料に版を示す表示がない場合でも、他の版と内容に重要な変化があることが判明した場合に版表示を補記する任意規定を「2.5.1.4 版表示の記録 (Recording Edition Statements)」に設ける。(承認された。)

(6) Revision of RDA 2.11.1.3 (Recording Copyright Dates) (6JSC/ALA/11)

「2.11.1.3 著作権表示年の記録 (Recording Copyright Dates)」に録音資料における録音著作権表示年 (phonogram copyright date) の記録の例外規定を設ける。(複数の著作権表示年を記録することができるという妥協案が承認された。)

(7) Revision of RDA 2.12.8 and 2.12.16, regarding recording ISSNs (6JSC/ALA/7)

「2.12.8 シリーズの ISSN」と「2.12.16 サブシリーズの ISSN (recording ISSNs)」において、「2.15.1.2 体現形の識別子 (Identifier for the Manifestation)」の規定に合致するように、ISSN 自体の情報源は、いずれの情報源でもよいことを明確にするという改訂案である。(①いずれの情報源でもよいとするが優先順位をつける、②ISSN を「記録」するのではなく「転記」という条文にするという二つの条件付で承認された。)

(8) Fast Track proposal for 2.8.1.1: Add "Consider all remote-access electronic resources to be published"

## 4-2 体現形と個別資料：キャリア (第3章)

(1) Machine-Actionable Data Elements in RDA Chapter 3: Discussion Paper (6JSC/ALA/17)

数量と大きさ(Extent and Dimensions)を、コンピュータ処理ができる記録する方法として、Aspect-Unit-Quantity モデルを提示した討議資料である。

245 pages ; 23 cm

↓

Aspect: extent: units/subunits

Unit: pages

Quantity: 245

Aspect: height

Unit: centimeters

Quantity: 23

(表現形の数量を RDA エlement・セットとして加えることも含めて、今後検討が継続されることになった。)

(2) Reorganization of instructions for recording extent (3.4.1.3, 3.4.1.5) (6JSC/LC/17)

数量を記録する場合の単位の種類を示すための用語法を中心とした改訂案である。(承認された。)

(3) Clarification of leaves and pages (3.4.5.2 and Glossary) (6JSC/LC/21)

一冊ものの数量の記録を明確にするために、丁 (leaf) とページ (page) の定義を追加し、その定義に従って、「3.4.5.2 番号付けされているページ、丁、欄をもつ一冊もの」の条文を修正する。(暫定的なものとして承認された。)

(4) 3.11.4 Layout of tactile text and 3.13 Font Size (6JSC/BL/2)

次の2点の改訂である。①「3.11.4 触覚テキストのレイアウト」の中の jumbo braille の規定を「3.13 フォント・サイズ」に移す、②「3.11.1 レイアウトの記録」と「3.11.4 触覚テキストのレイアウト」を統合し、後者を前者の例外規定とする。(承認された。)

(5) Revision of RDA 3.19.3 for video encoding formats and addition of a new element for optical disc characteristics (6JSC/ALA/16) (Issued deferred 23)

(6) Revision of RDA 3.19.7.3, Recording transmission speed (6JSC/ACOC/6)

(5)と(6)は、デジタル・ファイルの特性に関わる規定の改訂案である。

(5)は、ビデオのコード化形式の用語の変更と光ディスクの特性についての新たなエlementの追加を求めた改訂案である。(JSC は、外部の語彙 (vocabulary) の使用を求め、現行の RDA vocabulary への大きな変更は避けたいため、新たなエlementの追加は行わないこととしてこの案は却下した。3.19.3 における用語の変更は、FastTrack の更新で対応することとなった。)

(6)は、伝送速度の記録を kilobytes per second から bits per second に変更する。(承認された。それとともに、3.19.7 のエlementの名称も Transmission speed (伝送速度) Encoded bitrate に変更される予定である。)

(7) Proposed revision to Appendix B.1 General Guideline to explicitly include the usage of units of measure expressed as symbols (6JSC/CCC/10)

略語の一般的ガイドラインにおいて、単位記号の使用法も含んでいることを明示するための改訂である(承認された。その結果、Appendix B の名称も、Abbreviations (略語) から Abbreviations and Symbols (略語と記号) に変更されることになる。)

#### 4-3 音楽作品：著作と表現形 (第6章等)

音楽作品には、Sonata や Quartet といった総称的なタイトルが多い。そのため、著作や

表現形の識別要素として、さまざまな統一タイトルの付記事項が伝統的に用意されてきた。このような優先タイトルに含むべき識別要素と典拠形アクセスポイントの構成について、いくつかの改訂案が提示されている。

(1) Revision of RDA instructions relating to librettos and lyrics for musical works (RDA 6.2.2.10.2, 6.27.4.2, Appendix I.2.1, and Glossary) (6JSC/ALA/13)

特定の表現形式に限定した著作集について、優先タイトルや異なる形のタイトルを記録する場合に、Essays、Novels、Poems 等の慣用的な集合タイトル (conventional collective title) を使用することができる。これらの集合タイトルの一つとして Librettos (台本) と Lyrics (歌詞集) を追加するという改訂案である。(承認された。)

(2) Proposed revision to instructions 6.14.2.7.2, "Two or More Parts," 6.14.2.8, "Compilations of Musical Works," and 6.28.2.3, "Two or More Parts" (6JSC/CCC/7)

(3) Proposed revision to instruction 6.16.1.3, "Recording Numeric Designations of Musical Works" (6JSC/CCC/9)

(4) Proposed revision to instruction 6.28.1.11, "Additions to Access Points Representing Compilations of Musical Works" (6JSC/CCC/8)

(2)は、ある音楽作品の複数の部分 (two or more parts) や複数の作品の編纂もの (compilations) における優先タイトルや異なる形のタイトルについて、①一連番号のある作品と一連番号をもたない作品の規定の相違をなくす。そのため、前者も各部分ごとに優先タイトルを記録することを本則とし、部分の通し番号 (Part1-4 など) の記録の方式をやめる、②各部分の優先タイトルを記録する代わりに、複数の部分全体の優先タイトルとして、慣用的な集合タイトルである *Selections* を用いるという別法を設け、音楽作品以外の規定 (6.2.2.9.2) に合わせる、という改訂案である。(承認された。)

(3)と(4)は、(2)の改訂を前提とした改訂案である。

(3)は、「参考資料や主題索引において付与されている一連番号や主題目録番号によって識別される「集合的著作」(aggregate work<sup>6)</sup>) については部分の通し番号を使用する」という条文を「6.16.1.3 音楽作品の数的表示」に追加する、という改訂案である。(承認された。)

(4)は、「6.28.1.11 音楽作品の編纂ものを示すアクセスポイントの付記事項」において、「単一種別の著作から成る作品集を示すアクセスポイントに演奏手段を付記する場合には、*Selections* の前に演奏手段を付記する」ことを明示する改訂案である。(承認された。)

(5) Revision of RDA 6.15.1.3 (Recording Medium of Performance) (6JSC/ALA/12)

演奏手段、一連番号、作品番号、主題目録番号、調は、同一タイトルの音楽作品を識別するために、統一タイトルの付記事項として用いられてきた。しかしながら、著作の識別機能は、URI 等のコンピュータが生み出す識別番号に移行してゆき、演奏手段等のデータは、著作や表現形の検索機能へと重点を移してゆくという問題意識がこの文書の背景にある。過渡的な措置として、演奏手段の記録を 6.15.1.4~6.15.1.13 の規定の代わ

りに、あるいはそれらの規定に加えて、外部のコントロール・ボキャブラリーを用いる、という別法を追加するという提案がなされた。(この考え方自体は、“0.12 Encoding RDA Data”においてすでに述べられているために、ALAはこの提案を取り下げた。)

(6) Revision of RDA instructions for arrangements and adaptations of musical works  
(RDA 6.28.1.5.2 and 6.28.3.2.2) (6JSC/ALA/14)

一音楽作品の表現形の一つ別である *arrangement* (編曲) と、新たな著作を生み出す改変である *adaptation* (改作) を、RDA では AACR2 を引き継いで区別している。しかし、規定のなかで混同部分がある。それらを修正するとともに、クラシックとポピュラー音楽の扱いの区別を明確にするために提示された改訂案である。

6.28.1.5.2 (改作) は、例示の追加と「改作者が不明の場合には著作の典拠形アクセスポイントとして改作の優先タイトルを用いる」という条文に修正するという改訂案である。(例示の一部を除いて承認された。)

6.28.3.2.2 (Popular 音楽の編曲) は、*popular* に *traditional* という限定句を付加する改訂案である。(却下された。なお、*arrangement* と *adaptation* の定義は用語集に *FastTrack* で追加される予定である。)

(7) Revision of RDA 6.28.1.9, Additions to access points representing musical works with titles that are not distinctive (6JSC/ALA/8)

「6.28.1.9 識別的なタイトルをもたない音楽作品を表わすアクセスポイントの付記事項」では、a)演奏手段を示す語 (*term indicating medium of performance*)、b)番号表示 (*a numeric designation*)、c)調 (*key*) の一つまたはそれ以上 (*one or more*) をこの順序で付記するという規定となっている。この規定では、必要最低限の付記しか行われないうことになり、c)調はほとんど記録されない結果となる。それを避けるために、「該当する場合にはこの順序で付記する」という条文に修正するという改訂案である。(承認された。)

(8) Musical arrangements - Revision of RDA 6.18.1.4 and 6.28.3.2.1 (6JSC/EURIG/4)

演奏手段の変更のみからなる編曲 (*arrangement*) や改曲 (*transcription*) は、著作の一つの表現形として捉え、典拠形アクセスポイントは、著作名に続いて、*arranged* と記録することになっていて、FRBR モデルを十分に実装していないという観点から、表現形の性格 (編曲か改曲か等)、演奏手段、編曲者名を付記するという改訂案である。(課題は提案内容より複雑であることを認識して、European RDA Interest Group (EURIG) は提案を取り下げた。RDA Music Joint Working Group で検討を進める。)

(9) Musical arrangements - Revision of RDA 6.18.1.4 and 6.28.3.2.1  
(6JSC/EURIG/Discussion/1)

EURIG が編曲に関わる表現形モデルを討議資料として提示したものである。(RDA Music Joint Working Group で検討するため、EURIG はこの提案を取り下げた。)

(10) Revision of RDA 2.5.2.1, 2.5.2.2 Designation of Edition, addition in Chapter 2 of a

core element for Format of Notated Music Statement ...) (6JSC/IAML/1)

記譜形式表示 (Format of Notated Music Statement) をコア・エレメントとして規定する提案である。(JSC は反対。)

#### 4-4 音楽作品以外の著作 (第6章)

##### (1) Compilations in RDA chapter 6, Discussion paper (6JSC/ACOC/5)

編纂もの (compilation) の優先タイトル等に関する規定を整理した討議資料である。

###### A. 単一の個人、家族、団体による著作の編纂もの

###### 1. 一般

- ・優先タイトルの記録：規定あり (6.2.2.10)
- ・典拠形アクセスポイントの作成：規定なし

###### 2. 音楽資料

- ・優先タイトルの記録：規定あり (6.14.2.8)
- ・典拠形アクセスポイントの作成：規定なし (6.27.1.2 でカバーしうる)

###### B. 複数の個人、家族、団体による著作の編纂もの

###### 1. 一般

- ・優先タイトルの記録：規定なし
- ・典拠形アクセスポイントの作成：規定あり (6.27.1.4)

###### 2. 音楽資料

- ・優先タイトルの記録：規定なし
- ・典拠形アクセスポイントの作成：規定なし (6.27.1.4 でカバーしうる)

(討議の結果、当面、この整理に従って、**FirstTrack** で参照を追加するとともに、後日、規定のない事項の追加案が提示されることになった。)

##### (2) Additional instructions for preferred sources and preferred titles in different languages or scripts (RDA 2.2.3.1 and 6.2.2.4) (6JSC/LC/19)

tête-bêche に代表されるように、複数言語や複数文字のテキストが同時に刊行され、どちらがオリジナルか不明の場合における優先情報源と優先タイトルの規定を追加する改訂である。(承認された。)

##### (3) Instruction for choosing the preferred title for choreographic works (RDA 6.2.2.4) (6JSC/CCC/6)

舞踏作品の優先タイトルの規定の追加する案である。(CCCはこの提案を取り下げ、非テキスト形式の著作についてのより一般的な改訂案を提示することとした。)

##### (4) Revisions to RDA Chapter 6 to treat "Selections" as a work attribute (6JSC/LC/20)

著作の部分に対する優先タイトルを著作の属性として扱い、**Selections** の用語をもちいるようにするための改訂である。

例) Bible. Selections

Wagner, Richard, 1813-1883. *Meistersinger von Nürnberg*. Selections.

(承認された。)

(5) Revision of RDA 6.21 (Other distinguishing characteristics of a legal work) and 6.29.1.33 (Additions to access points representing treaties, etc.) (6JSC/ALA/5)

同一条約国で同一締結年の複数の条約集を区別するために、アクセスポイントの付記事項として、本タイトル中の用語を使用することを規定するための改訂である。

例) Trinidad and Tobago. *Treaties, etc.* United States, 1996 March 4 (Extradition)

Resource described: Extradition treaty with Trinidad and Tobago

(承認された。)

(6) Change to 19.3 and Appendix I. Recording relationships to persons, families, and corporate bodies associated with works of unknown or uncertain origin (6JSC/BL/8)

「19.3 著作に結びついたその他の個人、家族、団体」のもとに、19.3.1.4 として「原著作者が不明ないし不確定な著作に結びついた個人、家族、団体の関連の記録」を設け、関連指示子 (relationship designator) として、attributed creator (著作者として伝承されているもの) を追加する改訂である。(BL はこの提案を取り下げ、新たな提案を行う予定である。)

(7) Hearings in RDA 19.2.1.1.1 (6JSC/ALA/15)

前述したように、2012 年 4 月の Update において、団体の定義に含まれる催しもの (event) の一つに、展覧会、博覧会、祝祭と並んで公聴会 (hearing) が追加された (3(5) 参照)。その結果、会議や展覧会と同様に、公聴会に名称があるならば、公聴会が創作者となることになる。しかし、公聴会を開催する立法機関や政府機関を創作者とする AACR2 の取り扱いを継続させることが望ましいと判断し、19.2.1.1.1 を再度改訂する提案である。公聴会の記録は、委員会や審議会などの報告などの団体の集団的意思を記録した著作に位置づけられることになる。(承認された。これに伴って、典拠形アクセスポイントの構成に関する 6 章や 11 章の改訂を検討する必要がある。)

#### 4-5 音楽作品以外の表現形 (第 6 章)

(1) Date of expression - Revision of RDA 6.10.1.1 and 6.10.1.3 (6JSC/EURIG/2)

表現形の日付の範囲を明確化するための改訂案である。提案は二つからなる。

第一は、表現形式の種別 (type of content) によって表現形の日付が異なること、表現形の最も早い日付を表現形の日付とすることが出来るのは、表現形の日付を特定できない場合であることを 6.10.1.1 に明記するという提案である。

第二は、6.10.1.3 に、次のような表現形の日付の種別を記録するという任意規定を追加するという提案である。

Text の場合

Date of writing



Copyright date

Date of copy of defense (for a thesis)

Date of first public performance (for a play)

Date of publication of the earliest manifestation

Date of printing of item belonging to the first print run of the first edition

Moving image の場合

Date of post-production (resulting in final editing)

Phonogram date

Date of shooting

Date of first screening

Date of earliest cinema release

Date of first broadcasting

Date of publication of the earliest manifestation <以下略>

(第一の 6.10.1.1 の改訂案は承認されたが、第二の 6.10.1.3 については、表現形の日付の種別は、新エレメント (new element) や限定語句 (qualifier) としてではなく、エレメントのサブタイプ (element sub-types) として RDA Element Set に登録する方向で、適切なサブタイプの一覧とそれぞれの定義を新たに行うべきであるという理由で、任意規定の追加は却下された。)

(2) Language of expression - Revision of RDA 6.11, 6.11.1.3, 6.11.1.4, 7.12.1.3, 26.1.1.3 (6JSC/EURIG/3)

テキストを含んでいる資料については、表現形の言語がコア・エレメントであることを明確化する (6.11) とともに、表現形の言語の記録 (6.11.1.3) に、次のような限定語の記録を任意規定として追加するという提案である。

original language

translation

translation from an intermediate language

language of subtitles

language of insert titles

language of dubbing

language of captions

記録例) English (translation)

Dutch (original language)

French (language of captions)

(この提案についても、(1)と同様の理由で、前者は承認、後者は却下された。)

(3) Performances—Addition of examples in RDA 6.12.1.3 and 6.27.3 (JSC/EURIG/1)

表現形のその他の特性の記録 (Recording Other Distinguishing Characteristics of

the Expression)への例示の追加案である。(この提案自体は取り下げられ、6.12.1.3 と 6.27.3 に、音楽の演奏以外の Performances の例を FirstTrack として追加することになった。)

#### 4-6 個人 (第9章)

##### (1) Other designation associated with the person: Revision of RDA 9.0, 9.6.1 and 9.19.1 (6JSC/BL/4)

個人の識別機能を高めるために、個人 (person) の範囲と同名異人の識別に使用することができる付記事項を拡張するための改訂案である。

「9.0 目的と範囲」における「個人には架空の実体も含まれる。」という条文を「個人には、宗教作品上の人物、架空の人物、伝説上の人物および実際には人間ではない実体も含まれる。」に改訂する。

「9.6 個人に結びついたその他の表示」は単にコア・エレメントとしているが、次のように改訂する。

「キリスト教の聖人、心霊、宗教的な著作に現われる人物、架空のあるいは伝説上の人物、人間ではない実体については、個人に結びついたその他の表示はコア・エレメントである。その他の個人については、同名異人を識別するために必要な場合にコア・エレメントである。」

例) Adam (Biblical figure)

Holmes, Sherlock (Fictitious character)

Aeneas (Legendary character)

Lauder Lass (Horse)

Henrietta (Cat)

##### (2) Reorganization of instruction on saints in 9.2.2.18 (6JSC/LC/15)

「9.2.2.18 姓も貴族の称号も持たない個人名を記録するための一般的ガイドライン」の中に規定されている「聖人の名前の一部として *Saint* の語を含めない」という聖人 (Saints) についての規定を下位規定 (9.2.2.18.1) に分離させて見つけやすくするための枠組みの改訂である。

##### (3) Revisions to Date Associated with the Person (RDA 9.3, 9.3.2, 9.3.3) (6JSC/LC/9)

##### (4) Revisions to Date Associated with the Person (9.3) when recording more than a year alone (6JSC/LC/22)

##### (5) Revision to RDA 9.3.1.3 (Recording Dates Associated with Persons), H.1 (B.C. and A.D. Dates), and associated examples to clarify recording date spans (6JSC/LC/14)

(3)(4)(5)は、個人に結びついた日付 (9.3) についての改訂案である。

(3)は、個人に結びついた日付のうち、生年 (Date of Birth) と没年 (Date of Death) はコア・エレメントであること、活動期間 (Period of Activity) は同名異人を識別するの

に必要である場合に限ってコア・エレメントであることを明示する改訂である。

(4)は、これらの生没年を、年だけではなく月日も記録できるようにする任意規定の新設である。

例) Smith, John, 1936 May 5 -

(5)は、活動期間は、生年や没年とは異なって、「期間」を記録するものであることを明確化するための記録方法の改訂である。

例) 13th century—14th century

(6) Terms of rank, honour or office: Revision of RDA 9.4.1 and 9.19.1 (6JSC/BL/3)

FRAD4.1、FRBR4.6.3、AACR2 の 22.19B1 との一貫性を保たせるために、個人の称号の範囲を拡張し、「9.4.1.1 範囲」における条文「個人の称号は、王族、貴族、あるいは教会の地位や官職、聖職者の呼称を示す語句である。」に「あるいは地位、尊称または官職を示すその他の語である。」を追加し、9.4.1.9 と 9.19.1.7 に「地位、尊称、官職のその他の用語」の条項を新設し、生没年、フルネーム、活動期間、専門分野・職業で特定されるエレメントがない場合には、地位、尊称または官職を示す語 (Captain、Rev、Professor、Sir 等) を付加するという提案である。この BL からの提案については、他のエレメントとの重複 (Captain 等と専門分野・職業の重複等) があり、LC は反対している。(BL は今後改訂した提案を再度行う予定である。)

(7) Other place associated with the person: Revision of RDA 9.11 (6JSC/BL/6)

個人を識別するための場所として、「9.10 個人に結びついた国」と「9.11 居住地 (Place of Residence)」が規定されている。しかしながら、国以外で、しかも居住地でもない場所、例えば、勤務地、学習地、調査探検地等、個人に結びついた場所に柔軟に適應できるように、「居住地」というエレメントを「個人に結びついたその他の場所」というエレメント名に改訂する提案である。(承認された。)

(8) Revision of RDA 11.5.1.3 (Recording Associated Institutions) and 9.13.1.3

(Recording Affiliations (6JSC/ALA/6)

会議における関係機関や個人が所属する機関名は、それらの機関の優先名や典拠アクセスポイントを使用することを前提に条文を改訂する提案である。(承認された。)

(9) Change to Definition of 9.16.1.1 Profession or Occupation (6JSC/BL/7) (Issues Deferred 66)

釣り師 (Angler) のようなレジャーやボランティアな活動にも適用できるように、専門分野・職業の定義を次のように改訂する提案である。

Profession or occupation is a profession or occupation in which a person works or has worked.

↓

Profession or occupation is a profession or occupation in which a person is engaged or was engaged.

(承認された。)

(10) Priority order of additions to authorized access points representing a person

(9.19.1.1, 9.19.1.5, 9.19.1.6 (6JSC/LC/12))

個人に対する典拠形アクセスポイントを構成する場合の付記事項の記録の順序の規定に関する改訂案である。9.19.1.1によると、付記事項の順序は次のようになる。

- ①個人に結びついた称号またはその他の表示 (9.19.1.2)
- ②生没年 (9.19.1.3)
- ③名称のより完全な形式 (9.19.1.4)
- ④個人の活動期間 (9.19.1.5)
- ⑤専門分野・職業 (9.19.1.6)

①の付与は必須であり、②から⑤は同名異人の識別に必要な場合にこの順序で付与することになっているが、④と⑤はどちらが有用かは場合によるので、その順序は任意とするという改訂である。9.19.1.1の条文は、「該当する場合には、9.19.1.2-9.19.1.6が規定する付記事項をその順序で付与する。」から「該当する場合には、9.19.1.2-9.19.1.4が規定する付記事項をその順序で付与する。9.19.1.5-9.19.1.6が規定する付記事項はどの順序でもよい。」に追加修正する。(保留となり、LCが再提案する予定。)

(11) Additional exception in 9.19.1.2 (Title or Other Designation Associated with the Person) for titles of religious rank) (6JSC/LC/16)

個人に結びついた称号またはその他の表示 (9.19.1.2) は、a)王族の称号または貴族の称号、b) *Saint* という語、c)宗教的地位の称号、d) *Spirit* という語、e)個人の思想を伝えない語句から成る個人名の場合に付与する専門分野・職業を示す語、の5つを挙げている。このうち、a)の貴族の称号については、資料に一般に現われる場合に限ってのみ付与するという例外規定が置かれている。それに加えて、c)宗教的地位の称号についても、優先名として記録する最初の要素が名 (given name) である場合には、資料に一般に現われる場合に限ってのみ付与するという例外規定を設けるという改訂案である。(承認された。)

例) Augustine, Saint, Bishop of Hippo → Augustine, of Hippo, Saint

(12) Fuller forms of name: Revision of RDA 9.19.1.4 Optional addition (6JSC/BL/5)

同名異人の識別のために生没年が得られない場合には、名称のより完全な形式を付与するが、9.19.1.4には、識別のために必要でない場合にも、生没年の前に付与するという任意規定がある。この規定の範囲を制限するために、優先名として選んだ形式に含まれない名称の部分は付与しないという条文を追加するという改訂案である。(BLはこの提案を取り下げた。)

注 (アクセス日: 2012/11/19)

1) “Issues deferred until after the first release of RDA”の三つの文書は次のとおりである。

5JSC/Sec/6 (6 November 2008) <<http://www.rda-jsc.org/docs/5sec6.pdf>>

5JSC/Sec/6/Rev (5 August 2009) <<http://www.rda-jsc.org/docs/5sec6rev.pdf>>

6JSC/Sec/1 (28 April 2010) <[http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC\\_Sec\\_1.pdf](http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC_Sec_1.pdf)>

- 2) これらの文書は、JSC-RDA サイトのページ”Documents Distributed Since the March 2009 Meeting”

<<http://www.rda-jsc.org/workingnew.html>>からアクセスすることができる。

- 3) 著者などの creator の日本語訳は、メタデータ関連の文書を始めとして、国立国会図書館作成の「国際目録原則用語集 英→日索引」<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-yogoshu.pdf>>においても、「作成者」と翻訳されていることが多いが、create の意味を示す必要があるという考え方から、本稿では、「創作者」という仮訳を用いている。

- 4) 本稿で扱っている提案文書は、JSC-RDA サイトのページ”RDA Update, April 2012”

<<http://www.rda-jsc.org/rdaupdate2012april.html>>からアクセスすることができる。

- 5) *Resource Description and Access: ALA Rep notes*

<[http://www.personal.psu.edu/jxa16/blogs/resource\\_description\\_and\\_access\\_ala\\_rep\\_notes/](http://www.personal.psu.edu/jxa16/blogs/resource_description_and_access_ala_rep_notes/)>

- 6) 「集合的著作」(aggregate work) とは、上田敏訳『海潮音』のように、複数の著作(西洋の詩人の詩)が翻訳され編纂された訳詩集自体が固有のタイトルをもち、一つの著作と見なされる場合の著作をいう。このカテゴリーは、旧来の FRBR では不明確であったが、IFLA FRBR Review Group の中に設置された Working Group on Aggregates の最終報告書 *Final Report of the Working Group on Aggregates*, September 12, 2011. <<http://www.ifla.org/files/cataloguing/frbrwg/AggregatesFinalReport.pdf>>で提示されたものである。

(わなか みきお 大阪学院大学)